

辻調理師専門学校 学業成績評価及び卒業・進級認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、辻調理師専門学校の学則および学則施行細則の定めるところに従い、学業成績評価及び卒業または進級の認定について必要な事項を定めるものとする。

(試験)

第2条 試験は、前期試験および後期試験を実施する。ただし、必要に応じて臨時に実施することができる。

- 2 前期試験及び後期試験は期日を定めて実施し、試験日の2週間前までに、試験科目及び日程を学生に発表する。

(追試験)

第3条 前期試験及び後期試験について、病気・忌引等やむを得ない事由により本試験を受験できなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

- 2 追試験の評価については、原則として、本試験と同様に取り扱う。

(不受験、不正行為)

第4条 試験を受けなかった者は、当該試験の点数を0点とする。

- 2 試験において不正行為をした者は、当該試験の点数を0点とする。

(代替措置)

第5条 教科科目担当教員は、必要に応じて課題等による評価を試験の評価に代えることができる。

(複数教員による評価)

第6条 教科科目担当教員が複数存在する場合は、教員間において協議のうえ、評価を判定する。

(学業成績評価)

第7条 学業成績の評価は、教科科目ごとに、原則として試験の評価に平素の学習状況を加え判定する。

- 2 各教科科目においては、前期または後期それぞれにおいて学修状況を確認し、当該学年の学業成績の評価は、前期及び後期の評価を総合して判定する。
- 3 出席時間数が学則に定める授業時間数の60%に達しない教科科目については学業成績の評価を判定しない。

(卒業・進級の認定)

第 8 条 卒業または進級の認定は、各号いずれもみたす場合において、卒業・進級判定会議(以下「判定会議」という。)の審議を経て校長がこれを決定する。

- (1) 当該学年で修得すべき教科科目の成績評価に不可がないこと
 - (2) 学則に定める進級または卒業に必要な授業時間数の 80%以上の出席時間があること
 - (3) 課程ないし学科におけるディプロマポリシーを鑑みて、当該学年または修業年限で修得すべき水準に達していること
- 2 判定会議後当年度末までに前項各号をみたす者が現れた場合は、改めて判定会議を開き、審議する。

(再評価)

第 9 条 教科科目の成績評価に不可があるため卒業または進級が認められなかった者は、本人の希望により、所定の手続きを経て科目の再評価を受けることができる。

- 2 再評価は、原則として不可と判定した教科科目担当教員による試験ないし課題等によってこれを判定する。
- 3 再評価の最大評価点は 60 点とする。

(出席時間が不足する場合の措置)

第 10 条 第 7 条第 3 項により科目の評価を受けることができなかった者は、別途補習の手続きを経て出席時間数をみたすことができる場合がある。

- 2 第 8 条第 1 項第 2 号により卒業または進級が認められなかった者は、別途補習の手続きを経て出席時間数をみたすことができる場合がある。

(原級留置)

第 11 条 卒業または進級が認定されない者は当該学年に留まる。

- 2 前項の場合、当該学年で履修すべき教科科目については、次年度以降において再び成績評価を受けなければならない。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)